〔資　料〕

法廷における尋問のトピックと ディスコミュニケーションの関係の分析

村　山　満　明*
稲　葉　光　行**
山　田　早　紀***

１．問題と目的

先に筆者らは，無罪となったある選挙違反事件の公判調書について分析する機会を得た。その一環として尋問者と供述者のディスコミュニケーションに着目した分析を行い，その結果の一部についてはすでに報告している（山田・脇中・稲葉・村山・大倉，2013）。ここでディスコミュニケーション dis-communication とは，広くコミュニケーション不全，コミュニケーションが円滑に行っていない状態を指して言っている。公判調書の中に認められるディスコミュニケーションを詳しく分析することによって，十分な理解のもとで証言がなされていたのかどうかといったことが明らかになる可能性がある。

ところで，先の分析の際に，尋問トピックによってディスコミュニケーションの出現頻度が違う印象を得た。そこでそれを統計的に確認することを目的に新たな分析を行った。

これまで公判調書等の分析においては，尋問者が質問して証人が答える１往復のやりとり（以下ターンと呼ぶ）を基準にして分析がなされることが少なくなかった。しかし，ターンを単位として分析を行うと，内容的に同じ質問が繰り返されてそれにうまく答えられないことが続いていたりした場合に，その尋問トピックとの関係においてディスコミュニケーションが重ねてカウントされてしまうおそれがある。そこで，今回はターンではなく，同じ事柄についての一連の質問は１つにまとめて数えるという質問単位（以下ではそれを一区切りの質問と呼び，その数を質問数と言う）に基づいた分析を試みた。

ただし，現段階ではまだその分析手法を十分に確立できたとは言い難いため，その分析方法について紹介し，あわせて試行的な分析の結果を提示することを目的とする。

＊ 大阪経済大学人間科学部
＊＊ 立命館大学政策科学部
＊＊＊ 日本学術振興会特別研究員／立命館大学大学院博士後期課程

2．分析方法

（1）分析の対象

今回分析の対象としたのは，Aさんの2回の公判調書の全体で，沈黙の反応も含め1879ターンあった。なお，Aさんは当該の事件に関して，事情聴取においては買収場面を目撃した旨を供述していて，そのために検察側の証人として出廷していたが，公判ではそれを否定する立場で証言をしている。

（2）質問の区切り

質問の区切りの判断は，次の基準に基づいて1名の評定者によって行われた。そのようにして取り出された質問数は全部で1230あった。

【質問の区切りの基準】

1．基本として，質問があって，それに対する答えが返ってきているところで一区切りとする。その際，質問の大きさは問わない。すなわち，細かな事柄についてのクローズドな質問等であっても，質問とそれに対する答えがあれば一区切りとする。

2．次のような場合は，一連のものと見なす。

①尋問者が質問内容について説明を加えている場合

※やや判断が難しくなる場合として，質問をする際に，それに関連する――質問の前提となる――事柄について途中に確認を挟みながら質問をしている場合がある。すでに話されてきたことや証拠上明らかな事実等を確認するための「……でしょう」「……ですね」等との質問に対して，答えが「はい」等だけで，次にそれを前提として本来の質問をしている場合は一連のものと見なす。

※前提とするのではなく，話の流れを前のところに戻すために，前と同様の質問を繰り返したり，答えを確認したりして，それから次の質問に移っている場合がある。それについては，それぞれを一区切りとする。

②尋問者が質問に対する答えについて，同じ質問をして確認したり，返ってきた答えを言い直したりして確認をしている場合

※確認する際に，尋問者側が知っている情報を付加したり，さらに「……ではないか」等と圧力をかけたりして確認している場合も，被尋問者がそれをそのまま認めているときは一連のものと見なす

※確認する際に，付加的な質問を間に挟んで，それで得られた情報を含めてその前の質問に対する答えの確認をしている場合も，一連のものとみなす

③質問に対する被尋問者からの答えについて，その答えを別の形で確認をする質問をし，それに対する答えで終わっている場合

※例えば，給料日と答え，では給料日はいつかと質問し，25日と答えているような場合

3．質問に対する答えが返ってきていない場合でも，答えられないままに終わっている場

合，すなわち，そのあと違う質問に移っている場合，あるいは質問を改めてやり直している場合は，そこで一区切りとする。
※同じ質問をして答えを促しているだけの場合や例を挙げて答えを促している場合は，一連のものと見なす。

（3）尋問トピックの評定

一区切りの質問ごとに尋問トピックを評定した。今回，尋問トピックについては，日常生活体験，取調関連体験，取調内体験，事実供述体験，虚偽供述体験，その他の 6 つの大分類を設定した。それぞれの説明ならびにそれらの下位分類を Table 1 に示した。これらのカテゴリーの設定は，日常の生活において実際に体験してことについては答えやすく，取調べという日常から離れた枠組みでの体験については答えるのがやや難しくなり，さらに取調べの中で質問されたり答えたりした内容について答えるのはさらに難しくなるだろうという予想によっている。さらに，この事件については無罪が確定しており，被疑事実がなかったことを前提とすれば，それがあたかもあったかのように語った部分は体験の裏付けのない供述であり，それについて答えるのはもっとも難しくなると考えた。また，下位分類については実際の供述内容を見ながらこれを設定した。

分類は評定者 1 名によって行われた。事実供述体験であるのか虚偽供述体験であるのかの区別は，被疑事実であった買収行為はなかったとの前提の下で判断している。なお，下位分類も考慮すると各分類に該当する数が少なくなり，他の変数との関連性を見ることが困難になることから，以下の実際の分析においては大分類のみを用いて分析した。

（4）無答（NA）と覚えていない等（DR）のカウント

次に無答（NA: No Answer）の場合と覚えていない，分からない等（DR: Don’t Remember）と答えている場合を取り出してカウントした。NA は公判調書上で「……」となっており，証人の答えがないまま次の質問に移っているものである。DR は「覚えていない」，「思い出せない」，「分からない」等と答えられない旨を答えているものをカウントした。ただし，「（その当時）分からなかった」というものや，知識として知らないために分からない，当時それが分かる状況にはなかったために分からないというものは含めないようにした。また，質問の意味が分からないというものもここには含めなかった。いずれの場合も，一区切りの質問内にそれが複数ある場合には，繰り返してカウントはせず 1 とした。NA と DR の両方がある場合はそれぞれ 1 とカウントしている。これらについては，調書内容を電子化したデータをもとに検索機能によって抽出し，DR についてはさらに評定者 1 名が上述の除外基準に該当しないかどうか判断した。

Table 1.　尋問トピックの分類

Ⅰ．日常生活体験：日常生活の中での実際にあった体験（被疑事実に関係する事柄を含む）の記憶に関するもの
a．Ⅰのうち下のｂ～ｇに該当しないもの b．自身の具体的な体験の記憶ではないが，日常生活から知っている事柄に関するもの c．自身の具体的な体験記憶ではないが，日常生活の中で間接的に（伝聞，報道等によって）知っていた事柄に関するもの d．日常生活の中での体験について，それをどのように受け取っていたかという記憶に関するもの e．日常生活の中での実際の体験（被疑事実を含む）の記憶に関するもの――そういうことはなかったことを答えている場合 f．日常生活の中でそういう事実（被疑事実を含む）はなかったという根拠に関するもの g．現在の状況や心情等に関するもの
Ⅱ．取調関連体験：自身の取り調べや事情聴取に関連して実際にあった体験の記憶に関するもの
a．Ⅱのうち下のｂに該当しないもの b．自身の取調べや事情聴取（弁護士への相談，尋問者との打ち合わせ等を含む）に関連して実際にあった体験において，そのようにした際の心情等の記憶に関するもの
Ⅲ．取調内体験：自身の取り調べや事情聴取の中で実際にあった体験の記憶に関するもの
a．Ⅲのうち下のｂ～ｄに該当しないもの b．自身の取調べ等における取調官等とのやりとりにおいて，そのように答えた（あるいはそのように言ったり，質問したり，もしくはそうできなかったりした）際の心情等の記憶に関するもの c．自身の取調べ等における取調官等とのやりとりにおいて，言われたりしたことをどのように受け取ったか（理解したか）の記憶に関するもの d．それまでの自身の取調べ等の中においてあった体験について取調官等に話した記憶に関するもの
Ⅳ．事実供述体験：自身の取り調べや事情聴取の中で，被疑事実に関して，実際にあったことを供述した（実際にあったことに関してやりとりした）体験の記憶に関するもの
a．被疑事実に関係して，実際に体験した事柄について取調官等から質問された内容の記憶に関するもの b．被疑事実に関係して，実際に体験した事柄についての取調官等からの質問に対して，答えた内容の記憶に関するもの c．被疑事実に関係して，実際に体験した事柄（あるいは事実）についての取調官等からの質問に対して，そのように答えた際の心情等の記憶に関するもの
Ⅴ．虚偽供述体験：自身の取り調べや事情聴取の中で，被疑事実に関して，実際にはなかったことを供述した（実際にはなかったことに関してやりとりをした）体験の記憶に関するもの
a．被疑事実に関係して，実際にはなかった事柄（被疑事実を含む）について，取調官等から質問された内容に関する記憶に関するもの b．被疑事実に関係して，実際にはなかった事柄（被疑事実を含む）についての取調官等から質問に対して，答えた内容（調書の内容を含む）に関する記憶に関するもの――体験記憶に即して答えている場合 c．被疑事実に関係して，実際にはなかった事柄（被疑事実を含む）についての取調官等から質問に対して，答えた内容（調書の内容を含む）の記憶に関するもの――虚偽に答えている場合 d．被疑事実に関係して，実際にはなかった事柄（被疑事実を含む）についての取調官等から質問に対して，虚偽に答えた際の心情等の記憶に関するもの
Ⅵ．その他
a．一連の証人尋問の中でそれまでに質問された内容の記憶に関するもの b．一連の証人尋問の中でそれまでに答えた内容（もしくはその体験）の記憶に関するもの c．公判内で証拠を示されてその場でその内容を見て確認しているもの（書かれている文字等が表している意味の確認を含む）

※質問の趣旨と答えが違っている場合は，もともとの質問の趣旨に基づいて分類する。

（5）ディスコミュニケーションのカウント

次に，調書上に認められるディスコミュニケーションを抽出した。ディスコミュニケーションについては，公判調書全体を通読して，無答，問い返しや分からないとの答え，そのほか質問と答えのかみ合わなさなどに注目してそれを取り出し，Table 2 のとおり分類した。ディスコミュニケーションの分類については筆者らもより妥当なものを模索中であり，先の分析時のものから少し修正している。今回は，修正した基準によって，先の報告のときとは別の評定者 1 名が抽出した結果を利用している。上の場合と同様，一区切りの質問内に該当するものが複数あった場合でも重ねてカウントすることはせず 1 としている。ディスコミュニケーションの中には上の NA や DR と重なって認められる場合もあるし，そうでない場合もある。なお，Table 2 には下位分類も掲げているが，これまでの作業では下位分類についても一致した評価をするのはなかなか難しいとの印象がある。ディスコミュニケーションの内容を理解する上では下位分類も意味があるものと考えてTable 2 に

Table 2.　ディスコミュニケーションの分類

1．語句理解の問題：質問で用いられている言葉（単語）の意味の理解に問題が生じているもの
①言葉の意味が分からないと述べている，あるいは言葉の意味を問い返しているもの ②その言葉を用いて答えているがその意味を理解していない，あるいは意味の理解が不正確なもの ③刑事と検事を混同しているもの
2．質問理解の問題：言語的な意味や用法のレベルで，質問内容を正しく理解できていないもの
①質問が理解できないと述べている，あるいは理解できなくて聞き返しているもの（文章が長くて理解できない，常識的な事柄の理解不足のために質問が理解できないものなど。質問を確認している場合は除く） ②質問の内容を誤解して（取り違えて）答えているもの ③質問に含まれている指示代名詞等の言葉が指している事柄を理解できていないもの
3．抽象理解の問題：質問にどのように答えればよいか分からず，答えられないでいるもの（単純に分からない，覚えていない場合を除く）
①抽象的，漠然とした質問に答えられないもの（例を挙げたりして聞き返されることで答えられている） ②どうして，どのようにといった理由，状況，気持ちなどを問う質問に答えられないもの ③理詰めの追及に対して答えを返せないもの ④質問に対して混乱しているもの
4．意図理解の問題：質問に答えてはいるが，質問者の意図を正しく理解できていない（質問者の意図にかなう答えを返せていない）もの（2．にはっきりと該当するものは除く）
①質問者の質問の意図を理解できず，答えられないでいるもの ②質問者の質問の意図に沿うように答えられていないもの（質問に問題があると考えられる場合についても，質問者の質問の意図を読み切れていない場合はここに含める） ③答えてはいるが，理屈が通っていないために，質問者に了解されないもの（質問者の理屈に不合理がある場合についても，質問者の理屈をとらえきれていない場合はここに含める） ④言葉の意味において，相手に分かるだけの説明ができていないもの（そのように答えられても相手にとってはどういうことか分からないもの）
5．その他：その他，答え方に問題があると考えられるもの
①容易に答えを変遷させているもの

掲げているが，それを実際に抽出する際の基準としてはまだ十分なものとはなっていない。したがって，以下の分類では下位分類は考慮せず，大分類のみによって分析を行うことにした。

3．結　　果

(1) 尋問者の立場と尋問トピックの関係の分析

尋問のトピック別とディスコミュニケーションの関係の分析に入る前に，検察官，弁護人，裁判官という立場の違いによって尋問のトピックに特徴がないかどうかを確認しておきたい。Table 3 は尋問者を検察官（2名），弁護人（5名），裁判官（裁判長1名）に分けて，尋問者の種別ごとに各トピックの出現数の合計を示したものである。また，Figure 1 にはその割合を図示した（ただし，裁判官については全体の質問数が少なかったので省いている）。検察官と弁護人ではその割合は比較的似ているものの，検察官で取調内体験にかかわるものがやや多くなっていたことが見て取れる。これについては，上述したようなAさんの証人としての立場にも留意しておく必要がある。

(2) 尋問トピックとディスコミュニケーションの関係の分析

さて，上の点を確認しておいたうえで，尋問トピックとのディスコミュニケーションの関係についての分析に進みたい。

Table 3.　尋問者の種別ごとにみたトピックの出現数

	検察官	弁護人	裁判長	合計
日常生活体験	251	119	0	370
取調関連体験	105	52	1	158
取調内体験	272	82	4	358
事実供述体験	17	1	0	18
虚偽供述体験	153	69	6	228
その他	65	33	0	98
合計	863	356	11	1230

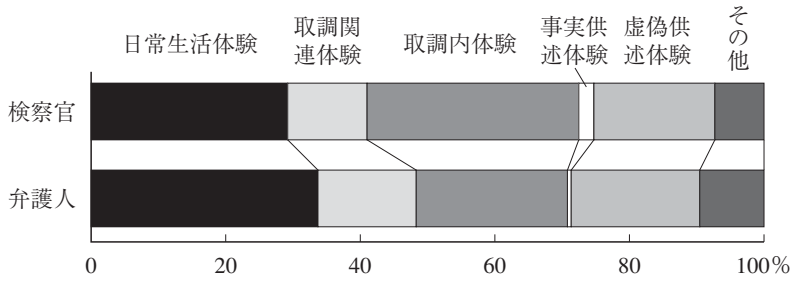

Figure 1.　検察官と弁護人の尋問のトピックの割合

Table 4.　尋問トピックと NA，DR との関係

	NA	DR
日常生活体験	12	21
取調関連体験	9	9
取調内体験	39	41
事実供述体験	0	3
虚偽供述体験	33	42
その他	3	1
合計	96	117

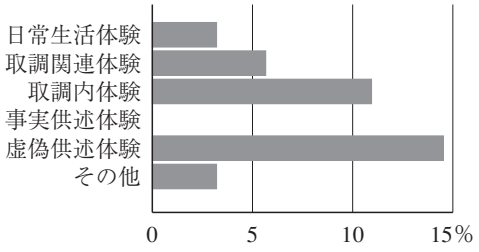

Figure 2.　トピック別にみた NA の割合

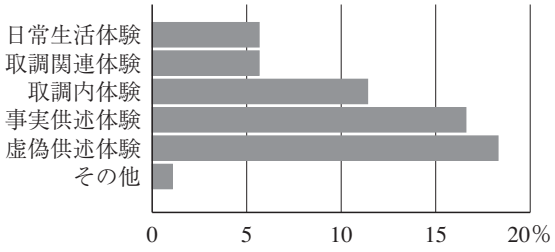

Figure 3.　トピック別にみた DR の割合

①無答（NA）や覚えていない等との答え（DR）との関係

まず無答（NA）や覚えていない等との答え（DR）との関係をみておきたい。Table 4 には尋問トピック別の NA，DR の出現数を示した。また，Figure 2，Figure 3 にはそのトピックの質問数に対する NA と DR の割合をそれぞれ示した。NA や DR は取調内体験や虚偽供述体験で多くなっていたことが分かる。Figure 3 で，事実供述体験でも DR の割合が高くなっていたが，実数は 3 であり，このトピック自体が少なかった点に注意する必要がある。

②ディスコミュニケーションとの関係

次に，尋問トピック別の各ディスコミュニケーションの出現数をTable 5 に示した。また，Figure 4 にはそのトピックの質問数に対する各ディスコミュニケーションの出現率を積算する形で示した。ディスコミュニケーションは取調関連体験や虚偽供述体験についての尋問でその割合が多くなっていたことが分かる。ディスコミュニケーションの種類については，抽象理解の問題と意図理解の問題によるものが全般的に多かった。なお，事実供述体験についての尋問におけるディスコミュニケーションの実数が 1 と少ないことには，Figure 4 をみる際に注意が必要である。

（3）尋問者の種別ごとにみた尋問トピックとディスコミュニケーションの関係の分析

以上，尋問トピックとのディスコミュニケーションの関係についてみてきたが，はじめ

Table 5.　尋問トピックとディスコミュニケーションの関係

	語句理解の問題	質問理解の問題	抽象理解の問題	意図理解の問題	その他	合　計
日常生活体験	6	1	10	9	2	28
取調関連体験	4	0	5	6	0	15
取調内体験	7	12	39	16	2	76
事実供述体験	0	0	0	1	0	1
虚偽供述体験	2	2	19	16	2	41
その他	0	0	1	0	0	1
合　計	19	15	74	48	6	162

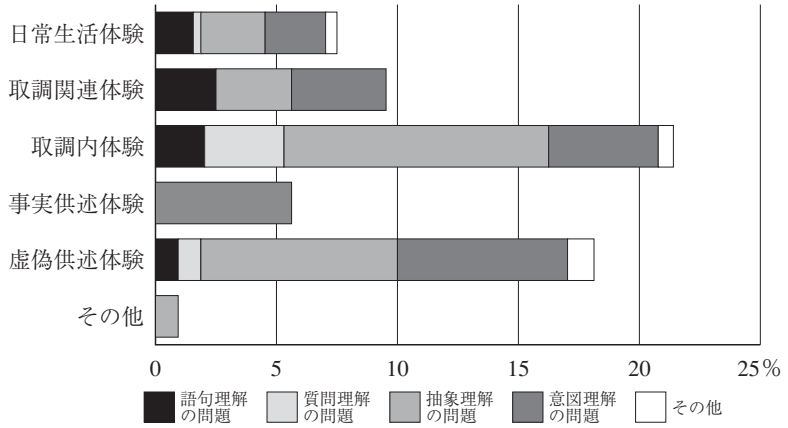

Figure 4.　尋問トピック別にみた各ディスコミュニケーションの割合

に確認したところでは，尋問トピックの割合には尋問者の立場による違いが認められた。そこで最後に，尋問者の種別ごとに尋問トピックとディスコミュニケーションの関係をみておきたい。ただし，裁判官については質問の総数が少なかったため，以下では検察官と弁護人のみについて分析した結果を示すことにする。

①無答（NA）や覚えていない等との答え（DR）との関係

ここでもまず，無答（NA）や覚えていない等との答え（DR）との関係をみておきたい。Table 6 には検察官と弁護人のそれぞれについて尋問トピック別の NA，DR の出現数を示した。また，Figure 5，Figure 6 には検察官および弁護人のそのトピックの質問数に対する NA と DR の割合をそれぞれ示した。検察官の事実供述体験における DR については実数が少ないことも踏まえると，検察官，弁護人とも取調内体験や虚偽供述体験で NA や DR が多い点で共通していた。

②ディスコミュニケーションとの関係

次に，検察官と弁護人それぞれの尋問トピック別にみた各ディスコミュニケーションの

Table 6.　検察官と弁護人それぞれ尋問トピックと NA，DR と関係

	NA		DR	
	検察官	弁護人	検察官	弁護人
日常生活体験	8	4	14	7
取調関連体験	9	0	6	2
取調内体験	26	12	27	14
事実供述体験	0	0	3	0
虚偽供述体験	19	13	31	11
その他	3	0	0	1
合計	65	29	81	35

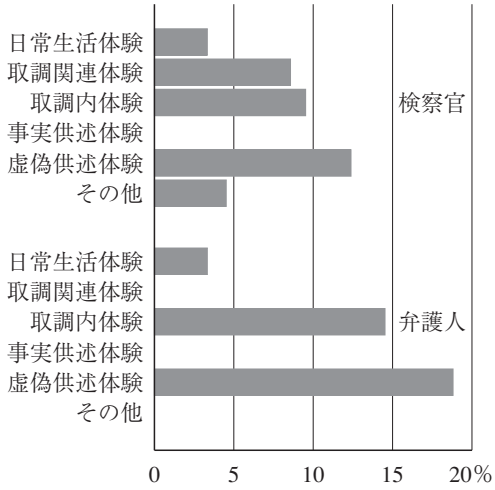

Figure 5.　検察官と弁護人のトピック別にみた NA の割合

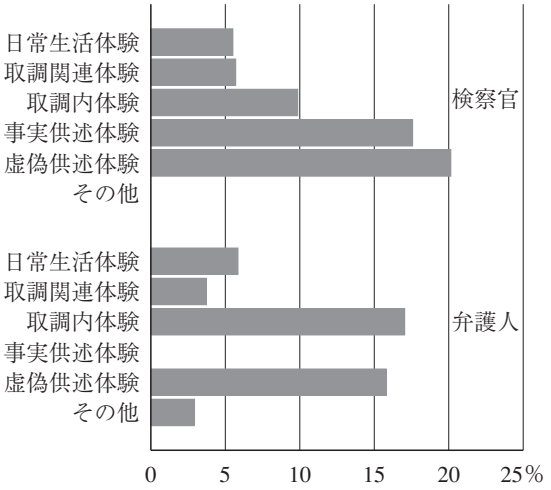

Figure 6.　検察官と弁護人のトピック別にみた DR の割合

出現数をTable 7 に示した。また，Figure 7 には検察官と弁護人それぞれのそのトピックの質問数に対する各ディスコミュニケーションの出現率を積算する形で示した。上の NA や DR の場合と同様，両者とも取調内体験や虚偽供述体験についての尋問でディスコミュニケーションが多くなっていた。少し違っていたのは取調関連体験についての尋問では検察官においてのみディスコミュニケーションが認められて，弁護人のほうではなかったことである。また，ディスコミュニケーションの種類をみてみると，検察官のほうで語句理解の問題が多くなっていた。抽象理解の問題は両者に共通していたが，意図理解の問題ではやはり弁護人よりも検察官のほうで多くみられた。検察官と弁護人では共通する点と異なる点が認められたが，尋問者の種別による差異については，やはり証言の際のＡさんの立場を踏まえて考える必要がある。

Table 7.　検察官と弁護人それぞれの尋問トピックとディスコミュニケーションの関係

		語句理解の問題	質問理解の問題	抽象理解の問題	意図理解の問題	その他	合計
検察官	日常生活体験	5	1	6	8	1	21
	取調関連体験	4	0	5	6	0	15
	取調内体験	7	10	27	15	26	1
	事実供述体験	0	0	0	1	0	1
	虚偽供述体験	0	2	13	11	1	27
	その他	0	0	1	0	0	1
	合計	16	13	52	41	4	126
弁護人	日常生活体験	1	0	4	1	1	7
	取調関連体験	0	0	0	0	0	0
	取調内体験	0	2	12	0	0	14
	事実供述体験	0	0	0	0	0	0
	虚偽供述体験	2	0	6	4	1	13
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	3	2	22	5	2	34

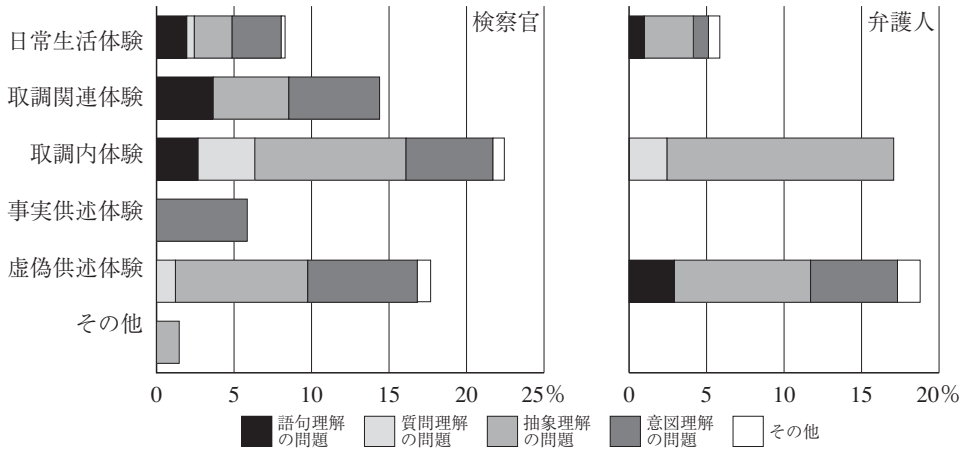

Figure 7.　検察官と弁護人それぞれの尋問トピック別にみた各ディスコミュニケーションの割合

4．考　　察

今回の分析は公判調書の分析を行う中で得た，尋問トピックによってディスコミュニケーションの出現頻度が違う印象を統計的に確かめる目的で行った。結果の予想としては，日常生活体験のトピックではディスコミュニケーションは少なく，取調関連体験や取調内体験のトピックでやや多くなり，さらに供述体験，特に虚偽供述体験のトピックでかなり多くなるというものであった。無答（NA）や覚えていない等との答え（DR）の2つの指標ではその予想とほぼ一致する結果が得られた。ディスコミュニケーションについては虚偽

供述体験よりも取調内体験のほうがやや多いという結果であったが，概ね予想していたことを裏付ける結果が得られたと言えよう。すなわち，日常生活で実際の体験についての尋問には答えやすく，日常から離れた取調べに関する体験についての尋問には答えるのがやや難しくなり，さらに取調べの中でやりとりされた内容についての尋問ではさらに難しくなっていたということである。とりわけ，虚偽の事柄についてのやりとりの記憶について証言することは難しくなりがちであった。

その傾向は，検察官か弁護人かという尋問者の種別にかかわらずかなり共通していたが，一部では異なる特徴も認められた。例えば取調関連体験では，弁護人による尋問でNAやDR，そしてディスコミュニケーションが少なくなっていた。また，弁護人による尋問では，語句理解や意図理解の問題によるディスコミュニケーションが検察官の場合よりも少なくなっていた。これらの傾向は，本件におけるAさんの立場も考慮して考える必要があろう。Aさんは，選挙違反の検察側の証人として出廷していたが，公判ではそれを否定する立場で証言していた。したがって，検察側の尋問はAさんの立場と反するものとなり，弾劾的となっていたことである。一方，弁護側の尋問は基本的にAさんの立場に沿っており，弁護人は事前にいろいろとAさんと打ち合わせる機会などもあった。そうした点も考慮に入れれば，このような差異も納得しやすいものと考えられる。一方，ディスコミュニケーションのうち抽象理解の問題，すなわち抽象的，漠然とした質問や，どうして，どのようにといった理由，状況，気持ちなどを問う質問，理詰めの追及に対して答えられないという問題は検察官，弁護人の別を問わず現れており，またいずれの尋問トピックにも広く認められた。理詰めの追及などは検察官の尋問で多かったものと考えられるが，こうした抽象理解の問題についてはAさん自身の特徴にもその一因があった可能性がある。弁護人はAさんを尋問した際のあるやりにくさの印象を語っていたが，それはこのような点とも関係していたのではないかと考えられる。

今回の公判調書の分析を手がけるに当たり筆者らはAさんと2回面接を行った。それは事件からは約10年後のことになるが，1回目の面接で筆者らが，取調べの供述調書には買収場面を目撃した状況が書かれているがどうしてそういうふうなことを言ったのかと尋ねたのに対して，Aさんはまったく覚えていないと話していた。ところが，2回目の面接の際に実際の供述調書の一部を読んで確認すると，それに関することをAさんはかなりよく覚えていた。そして「調書を読まれると思い出すのだが，そこだけポッと言われても覚えていない」とのことであった。これは事件からすでに10年後のことではあるが，公判調書の分析で認められたのと同様のことがこのエピソードにも現れていると考えられる。

本件では幸いにも無罪判決が得られているが，尋問トピックによってディスコミュニケーションの生じやすさが変わってくる，特に取調べ内やそこでの供述の体験についての尋問に答えることが難しいとすれば，尋問の際には注意が必要である。場合によっては，その際のディスコミュニケーションゆえに無実を主張している証人――事件によっては被告の場合も考えられる――の証言は曖昧であると解される可能性もあるとすれば，事は重大である。

本研究は一事例について尋問トピックとディスコミュニケーションの関係の分析を行ったが，ディスコミュニケーションの評定などにおいてその信頼性の検討ができていないといった点では問題がある。今回の事例において認められた特徴が他の事例にも当てはまるかどうかについては，今後分析の事例を積み重ねていくことが必要である。そのためには，今回の分析の手順がはなはだ煩雑であり，方法としてまだ確立されるに至っていないので，その点が大きな課題となる。一方，実際の事例を扱う際には，各事例には尋問者と供述者のそれぞれの特徴，両者の関係，事件の性格など事例ごとの特徴があると考えられるので，その事例に則した理解をしていくことも不可欠である。

引用文献

山田早紀・脇中洋・稲葉光行・村山満明・大倉得史（2013）．公判廷における尋問者と供述者のディスコミュニケーション　法と心理学会，第14回大会ワークショップ．